

横浜市保土ヶ谷区老人福祉センターの指定管理者の指定に関する要綱

制定 平成17年 7月 6日

(趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市老人福祉施設条例(昭和38年12月25日条例第43号)第4条に規定する老人福祉センターの指定管理者の指定を、公正かつ適正に実施するための手続きを定めるものである。

(指定管理者の選定及び指定管理者選定委員会)

第2条 保土ヶ谷区長は、前条に定める指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ次項に定める「横浜市保土ヶ谷区老人福祉センター指定管理者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)を設置し、その意見を聞くものとする。

- 2 保土ヶ谷区長は、指定管理者に応募した者の中から老人福祉センター指定管理者の選定を行うものとする。
- 3 委員会は、10人以内の委員をもって組織する。
- 4 委員会は、学識経験者や利用者の代表等から意見を聞くことができる。
- 5 前各号に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(指定管理者の選定基準)

第3条 保土ヶ谷区長は、指定管理者の選定にあたっては、次に掲げる事項を総合的に判断して行うものとする。

- (1) 地域の高齢者が、健康で生きがいのある生活を営んでいくことに寄与する等老人福祉センターの設置目的に基づく運営が図られること。
- (2) 地域高齢者のニーズに合わせた事業が実施できること。
- (3) 施設の管理経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 指定管理期間中、安定した管理運営を行うことのできる実績及び能力を有していること。

(申請書類)

第4条 指定管理者の指定を受けようとする者は、あらかじめ定められた期日までに、次の書類を保土ヶ谷区長に提出しなければならない。

- (1) 指定申請書
- (2) 事業計画書
- (3) 定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類
- (4) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- (5) 申請書類を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度及び前々事業年度(社会福祉法人にあっては、前事業年度)の収支計算書及び事業報告書
- (6) 当該老人福祉センターの管理運営費提案書及び管理に関する業務の収支予算書

- (7) 法人にあっては、法人税・法人市民税・消費税及び地方消費税等の納税証明書(過去3年分)
- (8) 決算書類
- (9) 現在の組織、人員体制を示す書類(就業規程・給与規程等)
- (10) 設立趣旨、事業内容のパンフレット等団体の概要がわかるもの
- (11) 前各号に掲げるもののほか、保土ヶ谷区長が必要と認める書類

(指定管理者の報告)

第5条 保土ヶ谷区長は、指定管理者を選定したときは、福祉局長へ報告するものとする。

(指定の取消等)

第6条 保土ヶ谷区長は、次に掲げる場合は、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- (1) 指定管理者の管理業務又は経理状況に関する報告若しくは実地調査に基づく必要な指示に従わないとき。
- (2) 指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。

(協定の締結)

第7条 指定管理者に指定されたものは、保土ヶ谷区長と老人福祉センターの管理に関する協定を締結する。

2 前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定期間にに関する事項
- (2) 利用の許可等に関する事項
- (3) 第4条第2号の事業計画書に記載された事項
- (4) 本市が支払うべき経費に関する事項
- (5) 管理業務に関し保有する個人情報の保護に関する事項
- (6) 利用状況及び事業報告に関する事項
- (7) 指定の取消及び管理業務の停止に関する事項
- (8) その他保土ヶ谷区長が必要と認める事項

附 則

この要綱は、平成17年 7月 6日から施行する。